

平成28年6月17日  
四国地方整備局  
四国運輸局

## 踏切安全通行カルテの公表について

国土交通省では、平成19年4月に緊急に対策の検討が必要な踏切として1,960箇所の踏切を抽出・公表し、対策を講じてきたところです。

この度、その後の対策の進展等を踏まえた見直しを行うとともに、新たに、通学路における対策が必要な踏切や事故が多発している踏切を追加し、アップデートした形で緊急に対策の検討が必要な踏切を全国で1,479箇所抽出しました。

これらの踏切のうち、四国内14箇所の踏切について、新たな試みとして四国管内の鉄道事業者と道路管理者が連携し、踏切の諸元、対策状況、交通量、事故発生状況等の客観的データに基づき、「踏切安全通行カルテ」を作成しました。

踏切安全通行カルテとは、踏切の現状を「見える化」しつつ、今後の対策方針等を取りまとめたものであり、今後の対策実施に当たっての基礎になるものです。

### 記

#### ○踏切安全通行カルテ作成一覧表（別添1）

緊急に対策の検討が必要な踏切：14箇所（重複除く）

自動車ボトルネック踏切	:	9箇所
歩行者ボトルネック踏切	:	2箇所
通学路要対策踏切	:	3箇所
事故多発踏切	:	1箇所

（※上記箇所は重複あり）

#### ○踏切安全通行カルテ作成例（別添2）

（各カルテについては、別添1右側の●をクリックすると個々のカルテが表示されます。）

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.4 全国に先駆けて進行する人口減少への「子国」支援対策プロジェクト」の取組に関連します。

### <問い合わせ先>

#### 【全般、道路に関するもの】

国土交通省四国地方整備局道路部

地域道路課長補佐 黒口 貴弘（くろぐち たかひろ）

電話：087-811-8323（直通）

#### 【鉄道に関するもの】

国土交通省四国運輸局鉄道部

技術課長補佐 黒川 博之（くろかわ ひろゆき）

電話：087-825-1179（直通）

# 踏切安全通行カルテ作成一覧表

(別添1)

都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	開かずの踏切	自動車ボトルネック踏切	歩行者ボトルネック踏切	歩道が狭隘な踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切	踏切安全通行カルテ (下記をクリックすると表示されます)
徳島県	花畑	徳島県徳島市徳島町城内6-97	徳島県	(主)徳島鴨島線	四国旅客鉄道	高德線 他		○	○				<a href="#">●</a>
徳島県	石井	徳島県名西郡石井町石井字石井327-4地先	徳島県	(主)石井引田線	四国旅客鉄道	徳島線					○		<a href="#">●</a>
徳島県	石井東部	徳島県名西郡石井町石井字石井563-3地先	石井町	(町)石井125号線	四国旅客鉄道	徳島線						○	<a href="#">●</a>
香川県	観光道路	香川県高松市観光通1丁目6-6	香川県	(主)中徳三谷高松線 43号線	高松琴平電気鉄道	琴平線		○					<a href="#">●</a>
香川県	鶴屋町第二	香川県高松市丸の内12-7	香川県	(一)高松港線 159号線	高松琴平電気鉄道	琴平線		○					<a href="#">●</a>
香川県	福田町第四	香川県高松市瓦町1丁目7-15	国土交通省	国道11号	高松琴平電気鉄道	琴平線		○					<a href="#">●</a>
香川県	本町	香川県高松市本町10-11	高松市	(市)魚屋町栗林線	高松琴平電気鉄道	琴平線		○					<a href="#">●</a>
香川県	野方町	香川県高松市今新町6-11	高松市	(市)二番町築地線	高松琴平電気鉄道	琴平線		○					<a href="#">●</a>
愛媛県	宮西町	愛媛県松山市宮西町一丁目6	松山市	(市)味酒65号線	伊予鉄道	高浜線			○				<a href="#">●</a>
愛媛県	千舟町第3	愛媛県松山市千舟町七丁目12-1	国土交通省	国道56号	伊予鉄道	高浜線		○					<a href="#">●</a>
愛媛県	本町	愛媛県松山市本町六丁目6-12	国土交通省	国道196号	伊予鉄道	城北線		○					<a href="#">●</a>
愛媛県	岩木第3	愛媛県西予市宇和町岩木335	西予市	(市)石城地区101号線	四国旅客鉄道	予讃線					○		<a href="#">●</a>
高知県	葛島西	高知県高知市知寄町3丁目曲り田311	国土交通省	国道32号	とさでん交通	後免線		○					<a href="#">●</a>
高知県	仁井田	高知県高岡郡四万十町仁井田字中切774-4	高知県	(一)七里仁井田線	四国旅客鉄道	土讃線					○		<a href="#">●</a>

※右側の●をクリックすると個々のカルテが表示されます

※一括ダウンロードは[こちら](#)

# 作成例

## 踏切安全通行カルテ

(別添2)

よみがな	はなばたけ				道路名	(主)徳島鴨島線					
踏切道名	花畑				(道路管理者名)	徳島県					
					鉄道路線名	高德線、徳島線					
所在地	徳島県徳島市徳島町城内6-97				(鉄道事業者名)	四国旅客鉄道(株)					
地図 (広域及び狭域)	 <p style="text-align: center;">地理院地図(電子国土Web)</p>				写真 (現況及び対策後)	 <p style="text-align: center;">(H13対策済み)</p>					
						対策内容 ・踏切内歩道を分離 ・歩道専用遮断機設置					
諸元・構造等	踏切種別	第1種	幅員(m)	歩道部 (起点寄)	車道	歩道部 (終点寄)	交通規制 (車両進入防護柵等)	交通規制なし			
	踏切長(m)	17.6	左道路	2.5	13.0	3.6	歩車道分離方法	その他			
	横断本数(本)	3	右道路	3.4	13.0	6.5	拡幅指針 の該当	歩道のみ拡幅の場合	-		
	交差角(度)	90	迂回路 (歩行者)	直近の迂回路	距離(m)		迂回路(自動車)	種類	距離(m)		
	道路 線形	左道路		直線	跨線橋	0		起点寄有り	480		
		右道路	直線	直近のBF化 迂回路	距離(m)	BF化状況	通学路指定状況	有り			
			-	-	-						
緊急対策踏切の 区分及び 基準算定データ	開かずの踏切	-	ピーク時遮断時間(分)				通学路要対策踏切	-			
	自動車 <sup>ト</sup> ルネック踏切	○	踏切自動車交通遮断量(台・時)				事故多発踏切	-			
	歩行者 <sup>ト</sup> ルネック踏切	○	踏切歩行者等交通遮断量(人・時)				踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量の和				
	歩道狭隘踏切	-	前後道路の 車道幅員(m)	前後歩道との幅員差(m)	自動車交通量 (台/日)	歩行者交通量 (人/日)					
		左道路	13.0	起点寄(左)	0.6	22,161		2,556			
		右道路	13.0	起点寄(右)	-0.3						
踏切内の事故 発生状況 (過去5年)	事故別	件数	死者数	事故発生年：事故履歴				地域・利用者からの要望等			
	踏切事故	0	0	-				地域・利用者からの速効対策に関する要望等については 特になし			
	道路交通事故	0	0	-							
踏切保安設備 設置状況	賢い踏切			踏切支障 報知装置 (手動)	高規格保安設備				法指定 の状況	計画種別	立体交差化
	設置の 必要性	有無	設置 年度		障害物 検知装置	オーバ`-ハング 型警報装置	大型遮断 装置	二段型 遮断装置		指定年	H6
	無	-			-	-	-	-		対策状況 (完了年)	-
対策実施状況 (H17年度以降)	当該踏切を除外する対策				H17年度以降に実施した全ての対策と今後実施予定の対策 <sup>(※)</sup>						
	連立(調整中)			除却 年度	-				完了 年度		
今後の対策方針 対策推進上の課題	H13年度に歩行者・自転車の交通量が多い終点側(東側)歩道において、踏切内での歩車道分離などの速効対策を実施済みである。										
備考 (協議状況等)	抜本対策については、現在、都市計画決定に向けて鉄道事業者など関係者と協議を行っており、できるだけ早期に都市計画決定を行い事業化したいと考えている。										

※)平成28年度以降は、踏切周辺対策も記載。

## ＜用語の定義＞

## ○緊急に対策の検討が必要な踏切：

以下の基準に合致する踏切（「開かずの踏切」、「自動車ボトルネック踏切」、「歩行者ボトルネック踏切」、「歩道が狭隘な踏切」、「事故多発踏切」、「通学路要対策踏切」）

## ○開かずの踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第三号に該当）：

ピーク時間の遮断時間が 40 分／時以上の踏切

## ○自動車と歩行者のボトルネック踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第一号、二号に該当）：

自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切

自動車ボトルネック踏切と歩行者ボトルネック踏切からなる

## ・自動車ボトルネック踏切：

一日の踏切自動車交通遮断量<sup>\*1</sup> が 5 万以上の踏切

## ・歩行者ボトルネック踏切：

一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量<sup>\*2</sup>の和が 5 万

以上かつ一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上の踏切

\* 1：踏切自動車交通遮断量＝自動車交通量×踏切遮断時間

\* 2：踏切歩行者等交通遮断量＝歩行者および自転車の交通量×踏切遮断時間

## ○歩道が狭隘な踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第四、五号に該当）：

1) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道に接続する道路の幅員が 5.5m 以上

・踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が 1.0m 以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

2) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道の幅員が 5.5 メートル未満

・踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が 2.0 メートル以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

## ○事故多発踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第七号に該当）：

・直近の 5 年間に於いて 2 回以上の事故が発生した踏切

## ○通学路要対策踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第八号に該当）：

・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通行の安全を特に確保する必要がある踏切